

# 大宜味村農業委員会だより (7月号)



農作業を始める前に熱中症対策も忘れずに！！

| 第 16 期第 33 回農業委員会総会結果 開催日：5 月 25 日 |                              |    |     |
|------------------------------------|------------------------------|----|-----|
| 番号                                 | 議案                           | 件数 | 可決数 |
| 83                                 | 農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認について | 1  | 1   |
| 84                                 | 非農地証明願の承認について                | 1  | 1   |

**7 月の各種申請締切は  
10 日(金) です。**

申請地域 謝名城・上原



謝名城



## 産業用廃プラスチック回収のお知らせ

大宜味村産業用廃プラスチック適正処理対策協議会では、下記の日程において産業用廃プラスチックの回収を予定しております。

回収予定日：令和 2 年 7 月 17 日（金） 午前 9 時～11 時まで

回収場所：JA おきなわ大宜味支店集荷場（根路銘 1461）

予定処理料金：廃プラスチック類 70 円 塩ビ 80 円 グラスファイバー 100 円/各 1kg 当たり（税抜）

回収を希望される方は大宜味村産業振興課、JA おきなわ大宜味支店経済課、大宜味村農業委員会の窓口にて申込書を設置していますので、ご記入の上、協議会事務局（産業振興課）まで提出お願いします。前述の料金に対して本協議会から 3 分の 1 の助成を行います。また、農協と取引のある農家については、農協からさらに 3 分の 1 の助成があります。

お問い合わせ先 大宜味村産業用廃プラスチック適正処理対策協議会 ☎ 0980-44-3232

## 認定農業者及び新規就農計画の認定希望者へお知らせ

認定希望の方は 7 月 22 日（水）までに所定の様式にて、産業振興課へ申請してください。

認定審査会は 8 月 19 日（水）を予定しています。

お問い合わせ先 大宜味村産業振興課 農政係 ☎ 0980-44-3232

## サンプル持ち込みへのご協力をお願い

**カンキツグリーンニング病**は、世界的に重要なかんきつの病害です。ミカンキジラミが病気を移したり、病気の木からの取り木や接ぎ木によって感染します。

感染した木は**治療ができない**ため、速やかに**伐採処分**することが病気の蔓延を防ぐのに重要です。

カンキツグリーンニング病のような**症状が見られたら、無料検査**を行いますので大宜味村シークワサー一産地振興協議会（役場 2 階）へ**サンプルをお持込み下さい**。

また、**村外で購入した苗や、集落内から樹園地への移動の際**にもサンプルをお持込み下さい。

### カンキツグリーンニング病の症状

右の図のような全体的に黄色っぽい葉や、まだらに黄色い葉が見られます。



脈間黄化



黄化



主脈の黄化



まだら退緑

お問合せ先 大宜味村シークワサー一産地振興協議会 ☎ 0980-44-3232

## 沖縄県新規就農相談会開催のお知らせ

新たに農業開始を希望される方や農業法人等へ就職・研修を希望する方を対象に、必要な情報の提供やアドバイス、農業法人等への就職のマッチングを行うことを目的として、以下のとおり就農相談会を開催します。

開催場所：名護市民会館 中ホール（名護市港二丁目 1 番 1 号）

相談内容：農業法人等による農業体験や研修、就農の相談。

県内農業関係機関による、これから農業を始めるために必要な情報提供やアドバイス。

開催日時：令和 2 年 8 月 9 日（日）12：00～16：00

お問い合わせ先：（沖縄県新規就農相談センター）

沖縄県農業振興公社 ☎ 098-882-6801（仲嶺） 沖縄県農業会議 ☎ 098-889-6027（神里）

**やんばる国立公園に指定されている土地（森林、農地、住宅を含む）は、農地拡張等の際に事前に自然公園法の許可を受ける必要があります。《環境省やんばる自然保護官事務所よりお知らせ》**

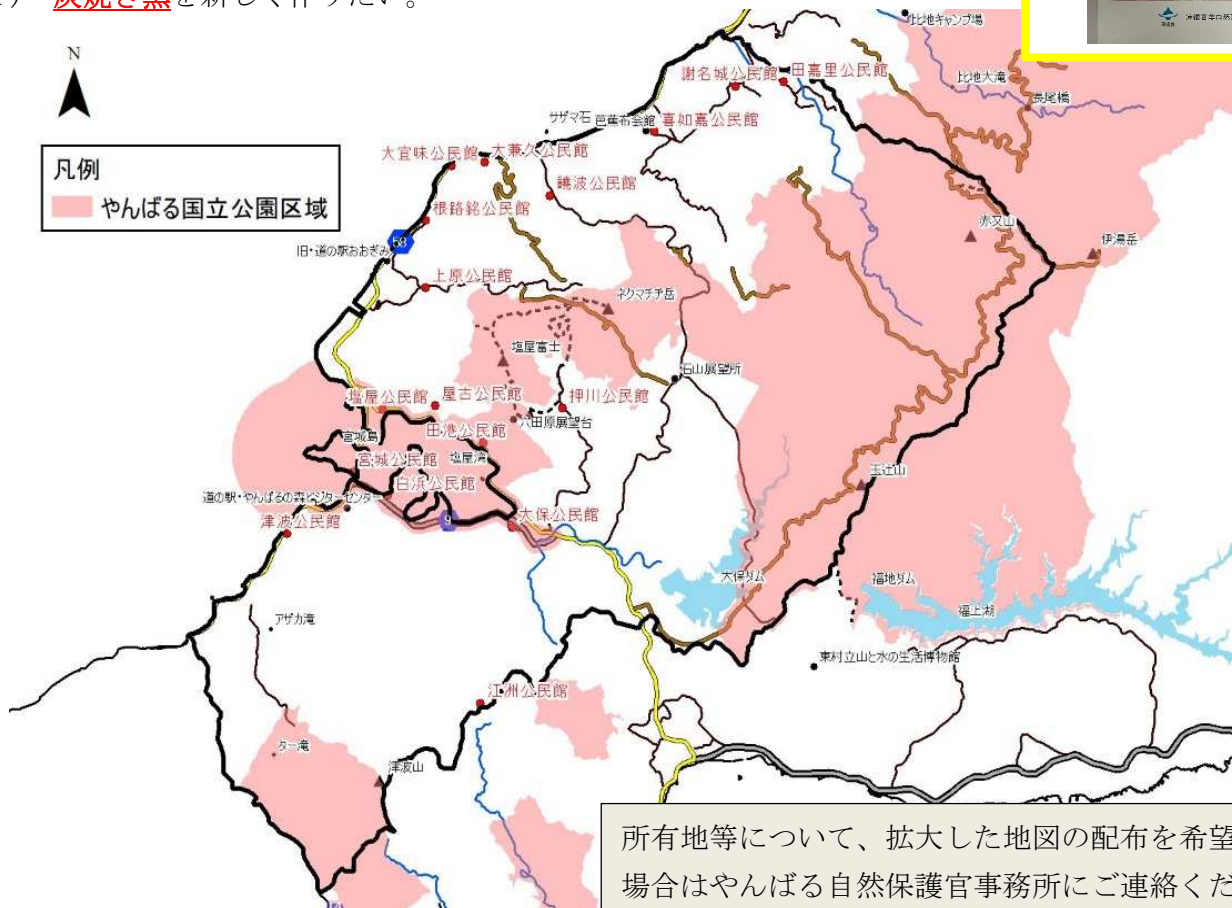
○やんばる 3 村（大宜味村、国頭村、東村）は「やんばる国立公園」に指定されています。国立公園内では自然環境及び景観保全のため、**地権者や目的に関わらず、様々な行為が規制されていますので、ご注意ください。**

規制の詳細は、6 月に全戸配布した資料をご覧ください。



★事前の許可申請が必要な行為（例）

- 1) 現在耕作している農地を拡張するために、**伐採**したい。
- 2) 新たに農地を**開墾**したい。
- 3) 農業のために休憩小屋や養蜂箱を新しく又は追加で**設置**したい。
- 4) **炭焼き窯**を新しく作りたい。



所有地等について、拡大した地図の配布を希望される場合はやんばる自然保護官事務所にご連絡ください。

お問い合わせ先 環境省やんばる自然保護官事務所 自然保護官 横山 ☎ 0980-50-1025